白河市景観計画

平成23年 3月10日告示第 18号(策定) 平成25年 3月13日告示第 24号(一部変更) 平成26年12月24日告示第 176号(一部変更) 平成28年 6月20日告示第 118号(一部変更) 平成30年 2月16日告示第 12号(一部変更) 令和2年12月14日告示第 91号(一部変更) 令和4年 3月10日告示第 16号(一部変更) 令和5年12月13日告示第 87号(一部変更) 令和7年 3月13日告示第 19号(一部変更)

白河市

目 次

序 章 景観計画の位置づけ	1
第1章 景観特性	5
1. 白河市の特性	5
2. 白河市の景観特性	8
第2章 良好な景観の形成に関する方針	18
1. 基本理念と目標	18
2. 景観計画区域の区分	21
3. 景観形成方針	23
第3章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項	56
1. 届出に関する手続き	56
2. 景観形成の枠組み	57
3. 届出対象行為	59
4. 景観形成基準	62
第4章 景観計画推進区域の景観推奨基準	76
第5章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針	80
1. 景観重要建造物の指定の方針	80
2. 景観重要樹木の指定の方針	81
第6章 屋外広告物に関する事項	82
第7章 景観重要公共施設の整備に関する事項及び占用許可の基準	83
1. 景観重要公共施設の整備に関する事項	83
2. 占用許可の基準	87
第8章 景観形成の推進方策	88
1. 協働による景観まちづくり	88
2. 推進施策	90
参老 資料	93

はじめに



白河市長 鈴木 和夫

古城のある街並みは重厚な歴史の品格を漂わせ、手入れの行き届いた水田や里山は日本の原風景を想起させ、見る人の心を癒します。これまでは、歴史・景観よりも経済・効率に目が向けられがちでしたが、ここにきて風向きが変わってきました。足元にある資源を活かして誇れる地域づくりを進めようとする機運が高まり、地域特有の景観や歴史・文化が新たな輝きを放ちはじめています。

私たちの住む白河市には、小峰城跡や南湖公園は言うに及ばず、まちなかのいたるところに歴史的遺産が豊富に所在しています。また、那須連峰のふもとに広がる白河盆地は、阿武隈川をはじめとする河川や丘陵など豊かな自然に恵まれ、四季折々に美しい表情を見せてくれます。このように白河市は、永い歳月にわたり人々が暮らしのなかで育んできた伝統や文化が現代に受け継がれている実に魅力あるまちで、これらが特有の景観をつくりあげています。

こうした本市の良好な景観を守り育てるため、平成9年に都市景観形成基本計画を策定、都市景観条例を制定しました。さらに、これらの取り組みを深めていくため、平成21年4月に景観行政団体となり、このたび景観法に基づく景観条例を制定し、あわせて景観計画を策定しました。本市の貴重な景観資源を、次の世代に引き継ぐための布石になるものと考えています。

景観十年、風景百年、風土千年といわれます。景観を大事にすることは、 日々の生活を大事にし、地域への誇りを育てることにつながります。みんな が心をひとつにして、優れた景観の保全と創造に取り組み、美しいふるさと 白河を築いていきましょう。

結びに、この計画の策定にあたり、ご尽力をいただきました景観審議会委員の皆様をはじめ関係各位に、心からお礼を申し上げます。